

平成 28 年 6 月 27 日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

**「優先調達推進法の日・月間」
法施行 3 周年記念 全国キャンペーン**

平成 25 年 4 月 1 日に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行され、3 年が経過しました。この法律の目的は、障害者就労施設・事業所で働く障害者が、「働く場」において適正な条件による安定的な仕事を確保するとともに、工賃・賃金の引き上げにつなげるものです。

全国社会就労センター協議会（セルプ協）・日本セルプセンターでは、法が施行された 6 月 27 日を「優先調達推進法の日」とし、この日を期に全国で一斉に国及び都道府県、市町村の首長を訪問し、同法への理解や浸透を図るため、全国キャンペーンを実施いたします。

豊川市では、市内にある障害者就労施設を代表して 6 施設が豊川市長を訪れ、官公需の促進や民間企業等への働きかけ、市民への啓発を目的に要望書やポスター、パンフレットを市長にお渡ししキャンペーンを展開します。

記

- 1 日 時 平成 28 年 6 月 29 日（水曜日）午前 10 時 30 分から
- 2 会 場 豊川市役所 市長室
- 3 来訪者 市内障害者就労施設代表の 6 施設
- 4 内 容 障害者優先調達推進法に関する要望書の提出
啓発用ポスター及びパンフレットの提供等

【お問合せ先】

豊川市役所 福祉部 福祉課 課長 岩村・障害福祉係 加藤・中山
TEL:0533-89-2159 Eメール: fukushi@city.toyokawa.lg.jp